

平成29年度「バス車両購入助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会（以下「宮城県バス協会」という。）が宮城県バス事業振興補助事業として、地球温暖化防止及び環境保全事業を実施するために、必要事項を定め適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象車両及び助成額)

第2条 この助成は、宮城県バス協会による単独助成とし、国並びに地方公共団体等から新車・中古車の導入に際し、補助を受ける場合は、助成対象としない。

（日本バス協会から助成を受ける場合を除く。）

2 バス車両新車・中古車購入助成事業

① 助成対象は、宮城県内に車両登録する新車・中古車両の購入（リースを除く）を対象とする。

② 助成対象車両並びに、助成車両数及び助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

ア 助成対象車両

新車：衝突被害軽減ブレーキ装備車かつ低燃費車（平成27年度燃費基準達成車）。

中古車：平成17年排出基準をクリアしている新長期規制適合車。

対象車両は、軽油使用車若しくはCNGバスであって、乗車定員11人以上の路線バス又は貸切バスとして使用する車両とする。

イ 助成額

新車：1両当たり20万円を限度

中古車：1両当たり10万円を限度

ウ 助成対象期間

助成対象車両は、平成29年4月19日から平成30年2月末日までに車両登録完了したものに限り。

なお、平成30年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「バス車両購入助成事業」の申請書を平成29年6月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

(交付申請)

第4条 宮城県バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2の「バス車両購入助成事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により通知する。

(申請の取下げ)

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする場合は速やかに、様式3による「バス車両購入助成事業」取下げ申請書を宮城県バス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第6条 事業者は対象車両の導入完了後、宮城県バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式4により「バス車両購入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、助成金交付の対象となった当該車両が、購入後の登録日から起算して5年を経過するまでは、宮城県バス協会の承認を受けずに、取得財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡（以下「処分」という。）してはならない。

- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、正本1部とする。

附則

この要領は、平成29年4月19日から適用する。

参考

中古車助成対象車両形式

- 新長期規制適合車 形式の識別記号が「A * G -」「P * G -」「B * G -」等
- ポスト新長期規制適合車 " 「L * G -」「S * G -」等